

## 民法（相続法）の改正

### 自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言に

行日は令和2年7月10日)。

### Q

問

について、法務局での  
保管制度が創られ  
たとのことです。が、  
公正証書遺言と比較して教えて  
ください。

### A

回 答

通常使われる遺言書  
には、大きく分けて、遺  
言者本人が自書する自  
筆証書遺言と、遺言者が  
公証人に遺言書の内容を口授（くじゆ）し  
て公証人に作成してもらう公正証書遺言  
があります。

公正証書遺言は公証役場で原本が保管  
されるため紛失、隠匿、改ざんの恐れがな  
く、また、平成元年以降に作成されたもの  
については、遺言署死亡後、検索システムに  
よって遺言書の存否の照会が可能です。ま  
た、検認手続（相続開始後、家庭裁判所で遺  
言書の内容を確認する手続）も不要です。

これに対し、自筆証書遺言は紛失、隠  
匿、改ざんのおそれがあり、遺言者  
死亡後に発見されるか否かも不確実であ  
り、発見された後、検認手続を経なければ  
執行することができます。そこで、費用をかけ  
て、自筆証書遺言の確実な保管と相続人  
等が遺言者の死後後に自筆証書遺言の存  
在を容易に把握できるように創設された  
のが、自筆証書遺言の保管制度です（施

これは、遺言者が自ら管轄法務局に出  
向いて自筆証書遺言の保管申請を行なえ  
ば、法務局で遺言書を保管できる制度で  
す。遺言者が亡くなった後は、相続人等は  
法務局に遺言書の有無の調査や遺言書の  
内容の確認をすることができます。加え  
て、法務局で保管されていた遺言につい  
ては検認手続が不要です。保管時の遺言  
書の状況が明らかだからです。

但し、保管を申請する際、保管された遺  
言書を遺言者自身が生前に閲覧する際、保  
管申請の撤回をする際、いずれも遺言者本  
人が法務局に出向く必要があります。

このように、昨年1月にお話ししまし  
た自筆証書遺言の方式の緩和も含めて  
自筆証書遺言の利便性は向上してきまし  
た。但し、記載内容の法的効力等について  
専門家である公証人のアドバイスを受け  
ながら作成できる公正証書遺言のほうが  
遺言者の遺志を実現できる確実性はやは  
り勝ります。もつとも、公正証書遺言作成  
の際にには証人が2人必要です。また作成  
費用もかかります。そこで、費用をかけ  
ず、証人等に内容を知られることなく、紛  
失や改ざんの心配なく、相続発生後には  
遺言書の存在が容易に調査できる遺言書  
を残したい、という場合は自筆証書遺言  
の保管制度を利用するのも一方方法、とい  
うことになります。